

## 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が以下の認定区分に従い、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。

### < 3つの認定区分 >

対 象	認 定 区 分	利用可能な施設・事業
満3歳以上 教育のみ	教育標準時間認定（1号）	認定こども園、幼稚園
満3歳以上 保育が必要	保育認定（2号）：標準時間	認定こども園、保育所
	保育認定（2号）：短時間	
満3歳未満 保育が必要	保育認定（3号）：標準時間	認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）
	保育認定（3号）：短時間	

### < 保育の必要量 >

2号認定又は3号認定を受けた場合は、保育の必要量によって、「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分される。

	保育標準時間	保育短時間
利用可能な時間	11時間／日	8時間／日
就労時間の下限	120時間／月	64時間／月

### < 地域型保育事業 >

新制度で新たに創設され、交野市で認可・確認を行う。

小規模保育事業	利用定員6人以上19人以下で、満3歳未満児の保育を行う
家庭的保育事業	保育者の居宅等で、5人以下の満3歳未満児の保育を行う
居宅訪問型保育事業	保育が必要な子どもの居宅で、満3歳未満児の保育を行う
事業所内保育事業	事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども「地域枠」にも保育を行う